

装官人第13263号
28.10.1
一部改正 装官人第7052号
31.3.28
一部改正 装官人第4810号
令和3年3月31日
一部改正 装官人第12570号
令和3年9月1日
一部改正 装官人第5856号
令和6年3月29日
一部改正 装官人第17993号
令和6年9月27日
一部改正 装官人第6348号
令和7年3月31日

防衛技監
長官官房審議官
長官官房各装備官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官 殿
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁における人事評価の実施について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

1 評価者、調整者及び実施権者

人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号）第7条第1項及び第2項並びに第17条第1項に規定する評価者及び調整者は、下表に掲げるとおりとする。

組織区分	被評価者	評価者	調整者	実施権者
内部部局	課長等	部長等	長官	長官
	課長等の指揮監督を受ける職員	課長等	部長等	
研究所	所長	防衛技監	長官	
	研究部長等	所長		
	研究部長等の指揮監督を受ける職員	研究部長等	所長	
試験場	場長	防衛技監	長官	
	場長以外の職員	場長		

※1 長官の確認を得る前に、防衛技監及び長官官房審議官を経由するものとする。

2 部長等とは、内部部局の部長、長官官房審議官及び長官官房装備官をいう。

3 課長等とは、内部部局の課長及びこれに準ずる官をいう。

4 研究部長等とは、研究所の研究企画官、研究統括官、特別研究官、部長、ユニット長、課長（航空装備研究所の課長を除く。）プログラム管理官、支所長及びサテライト長をいう。

2 補助者

人事評価に関する訓令第7条第4項及び第17条第2項の規定に基づく補助者は、評価者及び調整者が必要に応じ指定することができる。

3 苦情相談員及び苦情相談窓口

人事評価に関する訓令第20条第2項に規定に基づく苦情相談員、苦情処理窓口及び審理機関は、下表のとおりとする。

苦情相談員	長官官房人事官 長官官房人事官付人事企画官 長官官房人事官付総括班長 長官官房人事官付補任班長 長官官房人事官付人事計画班長 長官官房人事官付人事計画班人事計画専門官 長官官房人事官付人事計画班ワークライフバランス推進 企画・人事制度専門官 長官官房人事官付補任班人事第1係長 長官官房人事官付補任班人事第2係長
苦情処理窓口	長官官房人事官付補任班、長官官房人事官付人事計画班
審理機関 (決裁権者)	長官官房人事官付 (長官官房審議官)

(注) 決裁権者とは、審理機関が行う審理に責任を有する者をいう。